

※本紙は素案であり、提供者確定後の本市との協議結果次第で変更が生じる可能性があることはご了承ください。

別紙

廃食用油回収ボックスの設置管理に関する確認書（案）

神戸市環境局（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、廃食用油回収ボックス（以下「ボックス」という。）の設置管理に関して、相互の役割と責任を明確にし、協力関係を維持するため、次のとおり確認する。

1. ボックスの設置

甲は、廃食用油回収実証事業を実施するにあたり、乙の協力のもと、乙の管理する「建物 A」にボックスを設置する。

2. ボックスの設置期間

ボックスの設置期間は令和 7 年〇月〇日から令和 8 年 3 月 31 日までとし、甲または乙から期間満了の 1 ヶ月前までに特段の申し入れがない場合、有効期間をさらに 1 年間延長することとし、以後も同様とする。

ただし、事業の安全上・維持管理上等、設置の継続が困難であると甲が判断した場合は、設置期間中であっても甲はボックスを撤去できるものとする。

3. 事業の主体

事業は、甲が主体となりその責任を負い、乙は同事業に対して協力を行う。

4. 場所の提供

乙は、ボックスの設置に際し、場所の提供を行う。

なお、設置場所は、乙の指定場所とする。

5. 事業の実施内容

ボックスに投函された廃食用油（注）は、甲が契約した廃食用油の販売先の事業者が引き取りを行う。引き取りの頻度は、甲乙双方確認の上、決定する。

引き取りに際しては、設置場所となる施設の利用者の安全を十分に配慮して行うこととする。

（注）本事業では廃食用油をペットボトルに入れた上で回収する方式を採用

6. ボックスの維持管理

（1）維持管理

ボックスの設置にかかる安全管理等の維持管理は、以下の点検方法により乙が実施する。

(点検方法)

- ・ボックスに投函された廃食用油以外のごみ等の回収
- ・ボックスの状況確認、及び甲への報告

なお、ボックスの破損汚損、ボックスに入りきらなかった廃食用油の回収、苦情等については、乙からの連絡のもと、甲が対応する。

(2) 維持管理上の費用

ボックスの設置に際して、備品の設置・交換等が必要であると乙が認める場合は、甲と協議のうえ、甲が設置・交換等を実施し、その費用を甲が負担する。

7. 非常事態への対応

(1) 非常時の調査

ボックスについて、事故、火災、その他予期せぬ事態が生じた場合は、甲はその責において実態を調査し、適切な措置を講じる。

また、天災及び事故等により、ボックス及び乙の施設等に損害が生じた場合は、甲はその責において実態を調査し、その損害を把握するものとし、調査した実態及び把握した損害の程度に応じ、適切な措置を講じる。

(2) 非常時の連絡

非常事態が生じた場合、乙は甲に連絡を行い、甲は早急に対応を行う。

(3) 損害への対応

ボックスの設置期間中に本事業により生じた一般的損害及び第三者に及ぼした損害については、甲の責に帰すべき事由により生じたものについては甲が負担し、乙の責に帰すべき事由により生じたものについては乙が負担する。いずれの責めにも帰すことができない場合には、甲、乙が協議して対処するものとする。

2025 年〇月 日

甲 住 所 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号
氏 名 環境局長

乙 住 所
氏 名